

令和元年度（2019年度）第1回北海道入札監視委員会 開催結果

日時 令和元年（2019年）7月18日（木）10:00～
場所 道庁7階 農政部第1中会議室

（委員会次第）

1 開 会

2 挨拶

3 報告事項

- （1）北海道入札監視委員会の概要等について
- （2）平成30年度入札契約執行状況（平成31年3月末現在）
- （3）談合情報対応状況について（非公開）

4 議事

- （1）令和元年度（2019年度）北海道入札監視委員会活動計画について

5 閉 会

令和元年度（2019年度）第1回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員長	八 幡 雄 治
委員	大久保 誠
委員	岡 田 美弥子
委員	岸 邦 宏
委員	清 平 秀 幸

※委員は五十音順、敬称略

関係部局出席者

所 属	職	氏 名
農政部農村振興局事業調整課	課 長	鹿 野 訓 久
//	主 幹	穴 戸 正 樹
//	主 査	奈 良 充
水産林務部総務課	課 長	渡 辺 敦 司
//	主 幹	山 崎 康 裕
//	主 査	白 川 絵 麻
建設部建設政策局建設管理課	課 長	斎 藤 知 郷
//	主 幹	天 野 正 利
//	主 幹	多羽田 元 己
//	主 査	工 藤 利 忠
//	主 査	齋 藤 豊
//	主 査	鈴 木 伸 一
建設部建築局計画管理課	課 長	細 谷 俊 人
//	主 幹	早 坂 隆 志
//	主 査	田 邊 竜 史
出納局財務指導課	主 幹	向 井 孝
//	主 査	吉 平 江 里

事務局

所 属	職	氏 名
総務部	次長兼行政改革局長	船 橋 雅 史
総務部行政改革局行政改革課	課 長	田 辺 きよみ
//	主 幹	白 幡 博 久
//	主 査	松 本 宏 樹
//	主 任	川 瀬 彬 子

令和元年度（2019年度）第1回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

（事務局：白幡主幹）

予定の時刻となりましたので、ただいまから、令和元年度、第1回の入札監視委員会を開催いたします。

会議に入ります前に、6月1日付け人事異動により、事務局に異動がございましたので、改めてご紹介させていただきます。

総務部次長兼行政改革局長の船橋です、総務部行政改革課長の田辺です、同じく行政改革課の私主幹の白幡です、松本主査です、川瀬主任です、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は議事録作成の都合上、ご発言の際にはマイクを使いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

開会にあたりまして、総務部次長兼行政改革局長の船橋よりご挨拶申し上げます。

2 挨拶

（船橋次長兼行政改革局長）

令和元年度第1回入札監視委員会の開会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

各委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただき、また、日頃から道行政に対しまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことに改めてお礼申し上げます。

当委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律の趣旨を踏まえまして、平成15年度に設置されたものであり、本年度から第9期に入りました。

八幡委員におかれましては、引き続き委員をお引き受けいただき、また、大久保委員、岡田委員、岸委員、清平委員におかれましては、新たに委員にご就任いただき、心からお礼を申し上げます。

これから2年間、北海道におけます入札及び契約の過程やその内容の透明性の確保のためのご審議をお願いいたします。

本日の委員会は、各委員のご紹介、委員長選任などのあと、委員会の業務概要、平成30年度の入札契約の執行状況などについてご報告させていただくとともに、これからの委員会の活動計画をご検討いただくこととしております。

道として、皆様のご意見をもとに、公共工事入札契約の適正化にさらに努めて参りたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、率直なご意見を賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

3 委員長選任及び委員長代理の指名

（事務局：白幡主幹）

それでは、会議を進めさせていただきます。

着席のまま進めさせていただきます、失礼します。

本委員会は第9期目を迎えます初めの委員会であります。

委員長選出までの間、事務局の方で進行させていただきます。

まず、委員にご就任いただきました方々を、お手元の委員名簿の順に紹介させていただきたいと思っております。

大久保委員でございます。

(大久保委員)

大久保です、よろしく申し上げます。

(事務局：白幡主幹)

岡田委員です。

(岡田委員)

岡田でございます、よろしく申し上げます。

(事務局：白幡主幹)

岸委員です。

(岸委員)

よろしく申し上げます。

(事務局：白幡主幹)

清平委員です。

(清平委員)

清平です、よろしく申し上げます。

(事務局：白幡主幹)

八幡委員です。

(八幡委員)

八幡でございます、よろしく申し上げます。

(事務局：白幡主幹)

続きまして、委員の皆様により本委員会の委員長を選任して頂きたいと思えます。

北海道入札監視委員会条例第4条第2項において、委員長は委員が互選すると定められておりますので、どなたか立候補、あるいはご推薦頂ければと思えます、いかがでしょうか。

(大久保委員)

八幡委員でよろしいのではないのでしょうか。

(委員)

異議なし

(事務局：白幡主幹)

それでは八幡委員にお願いしたいと思えます。

ただ今、大久保委員からのご推薦がありましたので、ご異議がなければそのように決定したいと思えます。

よろしいですね。

(委員)

はい

(事務局：白幡主幹)

それでは、八幡委員長より、一言ご挨拶をお願いしたいと思えます。

(八幡委員長)

ただいま委員長に選任されました八幡でございます。

委員のみなさま方のご協力を得て、職責を全うしたいと考えております。

よろしく願いいたします。

(事務局：白幡主幹)

ありがとうございました。

それでは、これからの議事の進行につきましては、八幡委員長にお願いしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

(八幡委員長)

それでは早速始めたいと思いますけれども、委員長代理の指名というのをごさいますて、条例第4条第4項の規定に基づきまして、委員長代理を決めさせていただきます。

条例では、委員長代理は委員長の指名ということになってございまして、委員長代理は、大久保委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか

(大久保委員)

はい。

(八幡委員長)

それでは、大久保委員に委員長代理をしていただくということでございまして。

4 報告事項

(1) 「北海道入札監視委員会の概要等」について

(八幡委員長)

それでは議事次第でございまして、3の報告事項というところに早速入って参りたいと思いますが、この報告事項の(3)談合情報対応状況につきましては、非公開によって行いますことから、議事次第の4、議事の令和元年度北海道入札監視委員会活動計画が終了いたしました後に報告をいただくことにいたします。

では1番目の報告、報告事項1番目の北海道入札監視委員会の概要等について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局：松本主査)

松本です、よろしくお願いします、座って説明させていただきたいと思っております。

報告に先立ちまして、配付資料の説明をさせていただきます。

お手元の次第の中段に記載しておりますが、資料1-1、資料2-1及び資料4につきましては、報道機関及び関係部にも配布している資料です。

それ以外の資料につきましては、大冊又は非開示のため、委員のみに配布しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、報告の1番目、北海道入札監視委員会の概要等について、ご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

まず、入札監視委員会の根拠法令ですが、平成13年に施行されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律と、平成13年3月に閣議決定いたしました公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、いわゆる適正化指針になります。

法律には、第3条で公共工事の入札及び契約について、過程並びに契約の内容の透明性の確保を図らなければならないとされており、適正化指針では透明性の確保については、第三者の監視を受けることが有効とし、地方公共団体の長に競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者の決定の経緯等について、定期的に報告を聴し、その内容について、審査及び意見の具申ができる入札監視委員会等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとしております。

また、入札及び契約の過程についての苦情に対し、さらに不服のある場合は、入札監視委員会等の第三者機関の活用が適切とされたところです。

これに基づきまして、北海道といたしましては、平成15年4月に北海道入札監視委員会を設置し、平成28年、道が設置する委員会等の一斉点検を踏まえ、知事の附属機関として設置することが妥当と判断されたことに伴い、条例化されたところであります。

条例の内容についてですが、資料の2ページに条例の概要がありまして、その条例の趣旨のところをご覧ください。

公共調達に係る入札及び契約の適正化を図るための知事の附属機関として、北海道入札監視委

員会を設置すると、委員会設置の目的を記載しております。

次に、所掌事項についてですが、条例本文では第2条になります。

所掌事項の1つ目といたしましては、第2条第1項で、委員会は知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するとされており、1つ目、公共工事等に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関すること、2つ目、公共工事等に係る入札及び契約の過程についての苦情に関すること、3つ目、公共調達に係る談合の情報に関すること、4つ目、公共調達に係る入札及び契約の制度の適正化に関することが調査審議事項となっております。

次に、第2項では知事の諮問による調査審議のほか、委員会は公共調達に係る入札及び契約の適正化に関し、知事に意見を述べることができる旨を規定しております。

これは、第1項の規定に基づき、知事からの諮問に基づき調査審議を行った上で、意見等ができるほか、諮問によらずとも入札及び契約の適正化に関して意見を述べることもできるようとなっております。

より具体的な所掌事項の内容につきましては、ちょっと戻っていただき、1ページの(3)に記載しておりますとおり、①から⑥までございまして、またちょっと飛びますが5ページにあります北海道入札監視委員会運営要領において定めております。

対象工事等につきましては、予定価格が250万円以上の建設工事、100万円以上の工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務となります。

所掌事項①の入札・契約手続の運用状況等の報告につきましては、各発注機関が発注した工事及び工事に係る委託業務の入札及び契約状況を直近の入札監視委員会へ報告を行っております。

②の工事等案件の抽出審議、意見具申、勧告につきましては、①の運用状況報告の中から、委員会において指名された委員が無作為に発注案件を抽出し、参加資格の設定理由や経緯などについて審議を行います。

また、必要に応じ、現地調査を行うことができることになっております。

③入札・契約手続に係る再苦情の審議、④の指名停止等に係る再苦情の審議につきましては、再苦情の申立てに対する審議依頼に基づきまして、審議、意見書を作成するものです。

どちらとも、再苦情の申立てがあった日から、おおむね50日以内に行わなければなりません。

次に⑤談合情報の審議ですが、談合情報が特定の職員の関与を指摘したものなどについて、審議依頼に基づきまして、審議、意見書を作成いたします。

これにつきましては、おおむね30日以内に意見書を作成いたします。

また、その他必要に応じ、談合情報対応等に関する審議を行うことができます。

最後に⑥入札契約制度の適正化に関する連絡調整会議開催要綱第4の5に定める事項の審議、意見具申ですが、入札契約制度の適正化を図るための重要な事項につきまして、連絡調整会議からの審議依頼に基づき、審議、意見具申を行います。

なお、北海道職員からの公共調達に係る通報に関することにつきましては、条例化に伴い、委員会所掌事項から外れまして、別途、定められております北海道職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領に基づき、対応しております。

ちなみに現在、大久保委員に通報窓口となっていただいております。

次に、1ページに戻っていただきまして、(2)組織及び運営、(4)委員についてご説明させていただきます。条例本文では第3条及び第4条になります。

現在、委員会は5人の委員の方に就任頂いておりますが、条例上は6人以内の組織とし、委員は学識経験者等から知事が任命し、委員の任期は2年とされております。

委員長についての規定ですが、先程、八幡委員長に委員長を、大久保委員に委員長代理を務めていただくことを決めていただきましたが、委員による互選による委員長の選任等が第4条で規

定されております。

会議につきましては、原則公開としておりますが、審議につきましては、特定の個別事項が含まれている場合があり、権利利益が侵害される、または審議に支障を来すおそれがあることから、非公開とさせていただきます。

議事録につきましては、公表しております。

最後になりますが、1ページの(5)につきましては、平成30年度の活動実績でございます。以上が入札監視委員会の概要となります。

条例等につきましては、資料1-2に添付しております。

続きまして7ページの北海道における入札制度等の概要についてご説明いたします。

地方公共団体の入札・契約手続きは、主に地方自治法令に基づくことになっておりまして、地方公共団体の契約は、主に一般競争入札・指名競争入札・随意契約のいずれかの方法により契約を締結することになります。

また、一般競争入札及び指名競争入札の場合には、予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格を持って申し込みをした者を契約の相手方とする、いわゆる自動落札方式を原則としておりますが、自動落札方式の例外として、地方自治法施行令におきまして、低入札価格調査制度、最低制限価格制度、総合評価落札方式での落札方法を認めているところでございます。

それでは、それぞれにつきまして、簡単ではございますが、ご説明いたします。

資料の8ページになります。

まず、入札方法ですが、一般競争入札・指名競争入札・随意契約の3つの方法がございます。

一般競争入札につきましては、道では、条件付・制限付・地域限定型の3つを行っております。

条件付一般競争入札は、道が発注する工事のうち、政府調達協定による地方公共団体の物品または特定役務の調達手続の特例を定める政令、いわゆるWTO案件の適用を受ける22億9千万円以上の工事につきまして、資格を定めて行う一般競争入札でございます。

制限付一般競争入札は、地方自治法の規定に基づきまして、資格を定めて行う一般競争入札でございます。

道では、原則として1千万円以上の工事において適用することとしております。

条件付と制限付の主な違いは、発注金額の違いと地域要件の設定になります。

制限付の場合は、発注金額に応じて、入札に参加する者の営業所等の地域要件を設定することが可能になります。

次に、地域限定型一般競争入札ですが、道が発注する工事に係る委託契約のうち、入札に参加する者の所在地に関する要件を定めて行う一般競争入札でございます。

道では、測量等の平易な委託業務を対象に実施しております。

続きまして、指名競争入札ですが、道では、委託につきましては大部分を指名で行っておりまして、工事につきましては1千万円未満と災害など発注までの期間を短縮する必要がある場合に活用しております。

指名競争入札実施にあたりましては、各発注機関の長などで組織する指名選考委員会において、指名する者の選考を行っておりまして、指名選考手続きの透明性・公正性を高めるため、指名基準を定めるとともに、指名選考過程を公表しております。

最後に随意契約ですが、契約の目的物に代替性がないなど、その性質または目的が競争入札に適さない場合や緊急により競争入札に付することができないときなどに行うことができます。

これら、3つの入札方法から工事などを発注することになります。

次に落札方式ですが、先ほどご説明いたしましたとおり、自動落札方式の例外として、低入札価格調査制度と最低制限価格制度及び総合評価落札方式を認めておりまして、低入札価格調査制度は、条件付一般競争入札と総合評価落札方式に適用しておりまして、最低制限価格制度は、低

入札価格調査制度を適用する、条件付、総合評価を除く、すべての入札で原則適用しております。

また、総合評価落札方式ですが、この方式は、価格だけでなく、その他の条件が地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込をした者を落札者とする方式でございます。

落札者を決定するには、公平な判断が必要になることから、学識経験者から意見を聴取した落札者決定基準を定めます。

金額だけではなく、施工計画や施工実績などを加味し、それぞれを点数化して、入札参加者を評価し、落札者を決定しております。

これら入札方式と落札方式を組み合わせ、落札者が決定することになりますが、これまで説明してきました入札方式及び落札方式の関係を略図として表したものが、10ページのイメージ図となります。

次に、11ページの3の(1)の表になりますが、道では、建設工事や物品等の購入にあたり、あらかじめ競争入札に参加する者の資格を定めております。

建設工事関係の競争入札参加資格の種類につきましては、表の左側の資格の種類欄に記載されております種類ごとの入札に参加することができます。

主な資格の工事内容につきましては、下段の注1に記載しております。

審査担当部というのは、それぞれの資格を所管する部署、主な発注機関については、それぞれの資格の工事を主に発注する機関になります。

下段の注2になりますが、道では、総合振興局・振興局をはじめ、多くの出先機関があります。

本庁における契約締結権限は知事にありますが、5億円未満の工事等につきましては、部長などの専決事項となっております。

出先機関につきましては、契約締結権限が委任されておりますので、各出先機関の長が契約の当事者となっております。

また、建設工事では、競争入札参加資格ごとに予定価格に対応する等級区分を定めております。

平成31年度、令和元年度・令和2年度における、予定価格に対応する等級区分は、12ページの(2)の表のとおりとなっておりますが、各企業は、それぞれAからCに格付けされ、基本的には予定価格に応じた等級区分の工事の入札に参加できることとなります。

説明は以上でございます。

(八幡委員長)

ありがとうございました。

私から1点だけ質問させていただきますけれども、5ページなんですけれども、北海道入札監視委員会の所掌事務というのが2に書いてございますが、この③入札契約手続きに係る再苦情の審議、④指名停止等に係る再苦情の審議、⑤談合情報の審議、⑥連絡調整会議からの審議依頼に基づき意見を具申、この③④⑤⑥っていうのは、私自身ちょっと経験がないんですけれども、最近あったんでしょうかね。

(事務局：松本主査)

再苦情の審議につきましては、平成20年までに2件、連絡調整会議からの審議要請につきましては平成19年度に2回ありましたが、ここ10年ぐらいは、審議案件はありません。

談合情報の審議につきましては、委員会設置後、1度も審議されたことはありません。

ちなみに再苦情の審議につきましては、平成16年度に当時の十勝支庁で制限付一般競争入札の参加資格等で再苦情がありました。あと平成20年度に檜山支庁で発注案件を要因とした競争入札参加の排除案件。審議要請につきましては、平成19年度に入札契約制度の適正化に係る取り組み方針の策定と談合情報対応手続の改正について審議要請がありました。

以上です。

(八幡委員長)

ありがとうございます。

私が委員になってからは、このような審議は一切無かったので…。

それから、他の委員の皆様方から何かご質問等あればお願いしたいと思いますが。

(八幡委員長)

よろしゅうございますか。

(2) 「平成 30 年度入札契約執行状況」について

(八幡委員長)

それじゃ、次の報告事項に参りたいと思いますが、(2) ですね。

では、平成 30 年度入札契約執行状況について報告をお願いいたします。

(事務局：松本主査)

それでは、資料 2-1 の平成 30 年度入札契約執行状況(平成 31 年 3 月末)に基づきまして、ご報告いたしたいと思っております。

まず 1 ページになりますが、右上に記載しておりますとおり、平成 30 年度、平成 29 年度ともに 1 年間の年度実績の数値となっております。

それでは、1 の一般競争入札の実施状況についてですが、平成 30 年度の一般競争入札の実施率は、農政部、水産林務部、建設部のいわゆる発注 3 部におきましては 86.6%、その他部門を含めた全体の実施率でも 87.7%で、平成 29 年度と比べまして、発注 3 部におきましては 1.9 ポイント、全体でも 1.7 ポイント、一般競争入札の実施率が高かったところでございます。

次に 2 の発注部門別平均落札率の状況ですが、工事におきましては、平成 30 年度の発注 3 部の平均落札率は、94.8%で、前年度と変わらず同率でありました。

その他部門を含めた全体の平均落札率でも、めくっていただいて 2 ページになりますが、94.5%で、前年度と変わらず同率でございました。

委託におきましては、発注 3 部の平均落札率は、92.9%で、前年度と比べまして 0.2 ポイント高くなっており、その他部門を含めた全体の落札率も 92.9%で、0.3 ポイント落札率が高くなっているところでございます。

続きまして、3 ページの入札方式別平均落札率の状況ですが、工事の一般競争入札の落札率は、発注 3 部とその他部署の合計で 94.6%、前年度と比べ 0.2 ポイント低くなっております。

このうち、総合評価方式の入札では 94.7%と、前年度と比べ 0.3 ポイント低くなっており、通常の一般競争入札においても 0.1 ポイント低くなっているところでございます。

また指名競争入札の平均落札率は 93.3%で、前年度と比べ 0.8 ポイント、こちらは高くなっているところでございます。

4 ページから 7 ページにつきましては、参考資料となっております。

これは、ただいまご報告いたしました入札契約状況の発注機関別などの、平成 30 年度末現在の実績を記載したものでございます。

4 ページにつきましては発注 3 部関係の工事、5 ページにつきましては工事の各発注機関別、6 ページにつきましては発注 3 部関係の委託、7 ページにつきましては委託の各発注機関別の入札契約実績となっております。

8 ページから 9 ページにつきましては、ただいま報告いたしました一般競争入札の実施率や平均落札率など、一部省略させていただいておりますが、平成 15 年度からの年度別推移でございます。

続きまして、10 ページにつきましては、工事及び委託業務の過去 5 年の当初契約ベースの年間の発注額と発注件数の状況でございます。

発注3部の工事では、平成30年度は発注額が前年対比106.6%と増加しておりまして、発注件数も101.1%と増加しているところでございます。

また、委託につきましては、発注額で前年対比114.3%、発注件数も105.5%と増加しているところでございます。

次に、11ページになりますが、こちらは最低制限価格などと同価落札の状況でございます。

こちらにつきましては、平成23年の第2回委員会から報告させていただいておりますが、落札率が最低制限価格などと同価、あるいは、千円差以内で落札されました発注3部の工事件数を調査しております。

平成30年度におきまして、最低制限価格などと同価で落札した件数は434件で、平成29年度と比べますと63件減少しており、契約件数に占める割合も、1.9ポイント減少しております。

表の右側は、最低制限価格などから同価落札件数を含む千円差以内の落札状況でございます。

平成30年度の件数は437件、平成29年度と比べまして65件減少しておりまして、契約件数に占める割合につきましても、1.9ポイント減少しているところでございます。

12ページは、発注機関別の同価落札状況でございます。

なお、お渡ししております資料2-2につきましては、平成30年10月から平成31年3月までの契約実績データ、資料2-3につきましては、同じく10月から3月までの契約に係る応札状況でございます。

説明は、以上でございます。

(八幡委員長)

ありがとうございました。

私の方から何点か質問させていただきましても、1ページの1一般競争入札の実施状況を表1でございまして、全体として見ると前年とあまり変わらないような数字になっておりますけれども、林務について29年度97.6%だったところ30年度で90.4%、それから土木は29年度78.1%だったのが30年度81.4%と、ちょっと数字が大きく動いているような気がするんですが、この辺の要因ってというのはどんなことになるのでしょうか。

(事務局：松本主査)

建設部さん、お願いします。

(建設部：天野主幹)

着席のままご回答させていただきます。

建設部建設管理課の天野と申します、どうぞよろしく願いいたします。

土木の方につきましては、前年度78.1から81.4に3.3ポイント上昇しているわけですが、この理由といたしましては、近年の労務費ですとか資材単価の上昇に伴いまして、1工事当たりの工事規模が大型化したことによって、一般競争入札の比率が増加したものと考えております。

以上でございます。

(事務局：松本主査)

水産林務部さん、お願いします。

(水産林務部：渡辺課長)

水産林務部総務課の渡辺と申します、よろしく願いいたします。

林務関係のですね、ポイントが下がった原因といたしましては、平成30年度、指名競争入札が29年度の7件から32件に増えているという状況がございまして、要因といたしましては、胆振東部の地震の関係で、流出の恐れのある流木対策を先行して実施した工事など、迅速性が求められるものが胆振東部関係で28件ございまして、そういった影響もありまして今回指名競争入札が増えているという状況でございます。

以上でございます。

(八幡委員長)

ありがとうございました。

次でございますけれども、3ページ目なんですけど、指名競争入札というところで、落札率、発注3部以外のその他というところでございますけれども、30年度落札率92.9%が29年度が96.3%となつてございまして、前年比で3.4%落札率が減少しているというふうになっておりますけれども、これ何か要因あったのでしょうか。

(事務局：松本主査)

はい。こちらにつきましてはですね、教育庁の方の発注で1件落札率が89.6%の案件はあったのですが、昨年度の96.3%が例年よりも高めであったための下降でありまして、92.9%というのは、例年と比べましてさほど大きな下落ではないと考えられますので、特に何か要因があったとは考えておりません。

以上です。

(八幡委員長)

はい、ありがとうございます。

それからですね、あと、4ページ目なんですけど、こちら一般競争入札の中で、総合評価方式をとっているパーセンテージが書いてございますけれども、この中で、水産林務部っていうのが非常に総合評価の発注率が低いということになってございますが、これはどんな要因なんですか。

(水産林務部：渡辺課長)

水産林務部の所管の工事につきまして、例えば林務の方でありますと、施工箇所がどうしても積雪時にはアクセスが困難になるという山間の林地であることと、水産関係であれば、海上の工事になりますので、例えば鮭の定置網による漁期と重なるときには、その間、調整で工事を進められないですとか、あと冬期間、海が時化するという関係もございまして、その前に工事を完了させる等の必要がありますことから、どうしても工期の関係で発注時期に制限がある工事が多くを占めている状況でございます。

このため発注時期等に制限のある工事が多いので、実施率が低い状況にあるということで、一応、各振興局で設置しております総合評価審査委員会の承認を得た上で、対象から除外している状況でございます。

以上でございます。

(八幡委員長)

はい。それから次でございますけれども、5ページ目なんですけど、随意契約の件数が載っておりますけれども、この中で、数字的に室蘭と旭川でしょうか、こちらの随意契約の件数がかなり目立って多いんですけれども、これはどんな要因なんですか。

(建設部：天野主幹)

建設部でございます。

先ほど事務局の方から、資料1-1、8ページの中で随意契約に関してのご説明ございまして、その中に、緊急の必要により競争入札に付することができないときについては、随意契約で執行するということが可能となっております。この室蘭と旭川につきましては、時系列から申し上げますと、旭川については、昨年7月に旭川近郊でおおよそ200ミリの豪雨が降りまして、その時、周辺の農地への氾濫を防ぐために、急遽、大型の土嚢を設置したりですとか、室蘭に関しましては、昨年9月の地震によって、かなり斜面から道路上に土砂が崩れ落ちたといったことがございまして、その除去などに緊急的に対応するため、随意契約で執行したものでございまして、これらにより、速やかな復旧に努めたということでございます。

以上でございます。

(八幡委員長)

ありがとうございます。

それでは次なんですけれども、11 ページになりますが、最低制限価格等と同価落札の状況でありますけれども、この中で塗装工事というのが、同価落札の割合が非常に多いということになっておりますけれども、これはどんな要因なんですか。

(建設部：多羽田主幹)

建設部建設管理課の多羽田でございます。

今のご質問なんですけれども、塗装工事でございますが、ほとんどが区画線工事になっております。

これは、道路上のラインを復元する工事になっておりますが、この工事につきましては、春先の2月3月に集中して発注する工事でありますため、受注競争が厳しくなる一方で、推測にはなりますが、受注者は作業機械を自前で保有していることや、現場条件に制約がないことなどから、短期間に効率的な施工が可能となることから、安価で受注したものと考えているところでございます。

以上でございます。

(八幡委員長)

ありがとうございました。

最後なんですけれども12 ページですね、こちら発注機関別に同価落札の状況の数字が載っておりますけれども、この中で、やや札幌の建設管理部の同価落札の率というのが、他に比べて非常に高いように思われるんですけれども、その原因っていうのは、なんだとお考えでしょうか。

(建設部：天野主幹)

建設部でございます。

まず、発注額が大きい一般土木の資格を持っている会社をちょっとピックアップしてですね、道内にある会社全体で2900弱ぐらいあるんですけれども、そのうち、札幌建設管理部管内に本社を持っている会社、石狩・空知の振興局に持っている会社なんですけれども、その会社がおよそ760社ということで、全道でその4分の1以上占めているということ。

また、参考までになんですけれども、道央圏という形でちょっとエリアを広くしてみたところ、約1200社ありまして、この会社すべてが札幌建設管理部入札に参加するわけではないんですけれども、全道の会社の4割以上占めているといったことですね、入札参加可能業者が他の建設管理部の管内に比べて多いということで、受注競争が激しく、同価落札の割合が高くなったものではないかなというふうに推測をしております。

以上でございます。

(八幡委員長)

ありがとうございました。

私からは以上ですが、委員の皆様から何かご質問等、ございましたらお願いしたいと思っております。

(岸委員)

3 ページの入札方式別平均落札率の状況についてのご質問なんですけど、一般競争入札と指名競争入札だと、落札率は一般的には一般競争入札の方が高いっていう理解でよろしいですか。

(事務局：松本主査)

必ずしもそうとは言えないのかなと思いますね。

(岸委員)

工事の金額があります、発注金額が1000万円未満だと指名競争入札で22億9000万円以上とWTOとかいろいろ絡んでくるとかで一般競争入札になりますよね。

金額そのものは、まず大きさが違っていて、そこでこの割合を比較することの意味って何なのかなってというのが。

要するにこれ、一般競争入札が高いですよとか指名競争入札が低いですよっていうことを我々評価する必要があるのかどうかっていう、その着眼点どうしたらいいのかなってというのがよく分からなかったんですよ。

もう一つは、最近は積算能力各企業が向上してるはずで、結構、予定金額と落札金額が近くなってるような状況にいろんなところでなってると思うのですがけれども、この場合ですね、規模が大きい方がやっぱりばらつきが出てくるのか、規模が小さい方が正しく積み上げられるのかってことを考えたときに、私、指名競争入札の方が高くなるものなのかなっていうふうに印象を持っていたんですよ。

だけどなんか逆だっっていうのは、それはどういうことなのかなっていうところが頭の中でちょっと整理できなくて、これ、どういうふうに理解すればいいのかっていうのを教えていただきたいのですが。

(事務局：松本主査)

事務局としては手元にちょっと今、資料がないので、詳しい説明はちょっとできないのですが、ただ、岸先生がおっしゃいますとおり、そういうふうには一見思いますけれども…。

(岸委員)

これね、金額でかい方がばらつきが多くないのですかね、工事の種類によって。

平均だけで見てるからこういう形になるのですけれども、最大と最小の落札率ってどうなるのかなってというのは興味ありました、指名の方が低いのかっていうのはですね、私の中での印象で…。

いや、そもそもこういうもんですよっていうことであれば、教えていただきたいっていうところが正直なところですよ。

(事務局：松本主査)

ちょっと今日、明確な資料が準備できていませんので、次回、第2回の時に整理しまして説明したいと思います。

(岸委員)

はい、よろしくお願いします。

(八幡委員長)

他に何かご質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

一応、それじゃ、この件については以上といたしまして、次は議事というところに参りたいと思います。

5 議 事

(1) 令和元年度(2019年度)北海道入札監視委員会活動計画(案)について

(八幡委員長)

令和元年度北海道入札監視委員会活動計画について、事務局の方からご説明をお願いします。

(事務局：松本主査)

それでは、令和元年度の活動計画について、ご説明いたします。

資料は4でございます。1ページをご覧ください。

1の委員会の実施につきましては、平成30年度と同様に、年2回を予定しております。

第1回目の委員会は本日、第2回目の委員会は12月から1月を目途に開催をしたいと思っております。

再苦情や談合情報に係る審議など、急ぎの案件がある場合につきましては、随時で開催させていただきたいと考えております。

2の委員会における定例案件につきましては、入札契約執行状況の報告と談合情報対応状況の報告を行います。

談合情報対応状況の報告につきましては、談合情報がない場合には、報告を行っておりません。

3の現地調査につきましては、10月中旬から11月上旬に実施することといたしております。第2回の委員会におきまして、その結果を報告いたします。

現地調査は、平成29年度及び平成30年度に発注した案件を対象といたしまして、1班2名から3名体制で2班により調査を実施したいと思っております。

4の抽出審議の実施についてですが、議事の状況などによりまして、適宜実施いたします。

令和元年度につきましては、第2回の委員会で行う予定をしております。

抽出審議の対象は、平成29年度、平成30年度に発注した案件を対象といたします。

5の入札契約制度の適正化に関する連絡調整会議からの審議要請に係る意見具申、6の入札・契約手続き、指名停止の再苦情審議、7の談合情報の審議につきましては、審議要請や審議依頼を受けた場合におきまして、審議等を行います。

緊急を要する場合におきましては、随時で委員会を開催させていただきます。

2ページをご覧になっていただきたいのですが、こちらに年間の活動予定を表にしております。

左側につきましては、入札契約執行状況の事務局の取りまとめの期限を記載しております。真ん中は委員会の開催予定、右側につきましては、平成30年度の活動状況を参考までに記載させていただいております。

3ページ、4ページにつきましては、これまでの現地調査、抽出審議箇所を一覧表にしております。

説明は以上になりますが、現地調査につきましては、調査箇所や現地調査テーマ等につきまして、個別にご相談させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(八幡委員長)

ありがとうございました。

この活動計画につきましては、例年並みということだと思っておりますけれども。

委員の皆様方から何かご質問あれば、よろしゅうございますか。

(大久保委員)

いいですか、初めてなので入札よく分かっていないので。

この現地調査っていうのは、具体的には、現地を見てどういうことを調査するのですか。

(事務局：松本主査)

その工区にかかる、起工決定から契約締結、その後の検査、完了検査も含めてなんですけど、その書類の方の審査とですね、併せまして、現地の施工箇所を見て現地の施工状況を確認していただいているような状況になっております。

(大久保委員)

それでこれまでの経験で、やって、何かまずいとかいう事例はあったのですか。

(事務局：松本主査)

調査の結果ですね、何か大きなご指摘を受けることはなかったと認識しております。

(八幡委員長)

他によろしいですか。

何かございますか。

(岸委員)

私も正直言うと、大久保委員とたぶん同じ意見を持っていて、何で行かなきゃいけないんだっていうところをもうちょっと明確にしたほうがいいのかと思います。

それは、工事っていうのはこういうふうに行われるんだっていうのを、やっぱり現場見てその規模感とかっていうふうなことを我々が理解する必要もあると思いますし、何か行って調査っていうと、なんかそこで我々は、良かった悪かったっていうか問題無いねってとかっていうふうなことは、たぶん無いと思うんですけども、別に入札監視委員会の話とは別な話になってくるので…。

なので、なんかただ行って、別にレクリエーションとかでもないでしょうし、そこら辺の意義みたいなのがないと、我々も忙しいのでちょっと時間とるのは大変だっていうのが正直なところですよ。

(事務局：松本主査)

わかりました。

それも含めまして、改めてご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(八幡委員長)

あと、よろしゅうございますか。

それでは、この活動計画でございますけれども、事務局案のとおりでよろしゅうございませうか。

(委員)

はい。

(八幡委員長)

よろしいですか。

この通り、活動していくということでやらさせていただきます。

この活動計画では、第2回委員会において抽出審議を行うことになっております。

抽出審議を行うためには、北海道入札監視委員会運営要領の第8の規定に基づき、委員会において指名した委員が案件の抽出を行うことになっております。

今回、案件の抽出を行う委員として、岡田委員を指名したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で議事を終了いたします。

この後の報告事項の談合情報対応状況につきましては、報告内容に特定の企業及び個人名が含まれております。

報告内容の性質及び近年の個人情報などの情報管理の徹底などの情勢をかんがみ、非公開とさせていただきます。

趣旨をご理解の上、委員並びに関係部局を除き、ご退席いただけますようよろしくお願いいたします。

6 報告事項

(2) 談合情報対応状況について（非公開）

平成30年度第2回の入札監視委員会以降に寄せられた談合情報は、上川総合振興局調整課発注案件の1件。

この案件については現在対応中のため、委員に対し、経過報告という形で報告した。

最終的な一連の経過については、次回、第2回の委員会で報告させていただくことで、委員より了承を得た。